

令和2年度

財政援助団体等監査結果報告書

子ども家庭部子ども子育て支援課

社会福祉法人昭島市社会福祉事業団

昭島市監査委員

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政的援助を与えている団体等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものの監査及び当該団体等の所管部課の監査

第2 監査の対象

財政援助団体	所管部課
社会福祉法人昭島市社会福祉事業団	子ども家庭部子ども子育て支援課

第3 監査の範囲

令和元年度に交付された「社会福祉事業団運営費補助金」及び「公私連携型保育所運営安定化事業補助金」に係る出納その他の交付手続

第4 監査の実施日、実施場所

- 1 実施日 令和2年10月15日(木)
- 2 実施場所 アキシマエンシス校舎棟会議室

第5 監査の期間

令和2年8月6日から令和2年11月27日まで

なお、予備調査については、令和2年9月2日から同年9月15日までの間で実施した。

第6 監査の手続

財政的援助を与えている対象団体及び当該団体の所管部課から関係書類の提出を求め、第7 監査の着眼点を基に、当該書類の審査及び決算計数との照合並びに関係職員等からの説明の聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の着眼点

1 所管部課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、交付時期、手続きは適正か。

- (5) 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
- (6) 補助金実績報告の審査は、証拠書類等に基づき行われているか。
- (7) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合しているか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助事業は適正に実施され、十分に効果が上げられているか。
- (4) 補助金の収支会計経理は適正に行われ、出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (5) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制、内部統制は有効に機能しているか。
- (7) 団体の監査は、有効に機能しているか。
- (8) 団体の諸規程等は、整備されているか。

第8 社会福祉法人昭島市社会福祉事業団の概要

1 設置目的

地域社会に貢献し、発展に寄与することを使命とし、子育て支援事業を中心に、福祉サービスの拡充及び効率的な運営を図り、市民の多様化するニーズに応えることで社会福祉の向上と増進に資することを目的としている。

2 本部の所在地

東京都昭島市つつじが丘三丁目3番15号

3 実施事業

社会福祉事業（第二種）

- (1) 放課後児童健全育成事業の経営
- (2) 保育所の経営
- (3) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (4) 一時預かり事業の経営

4 組織

- (1) 理事会（令和2年3月末日現在）

理事長	1名
副理事長	1名

理 事	6 名
監 事	2 名

(2) 本部体制（事務局）

事務局長	1 名
総務課長	1 名
事務局職員	1 名
子ども課長	1 名
子ども課総括係長	1 名
事務局職員	1 名
事務局補助職員	1 名

※事務局長は理事長が兼務

第9 補助事業の概要

1 社会福祉事業団運営費補助金

昭島市社会福祉事業団本部の person 費・運営費に係る補助を行う。

2 公私連携型保育所運営安定化事業補助金

なしのき保育園において行う公私連携型保育所の運営を継続的かつ安定的に実施するための事業に係る経費に対し補助を行う。

第10 監査の結果

1 対象団体（昭島市社会福祉事業団）

社会福祉事業団運営費補助金及び公私連携型保育所運営安定化事業補助金の交付手続きに係る事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、会計帳簿のうち補助簿について、他帳簿により確認可能として一部省略されているものが見受けられた。精査のうえ対応されたい。

2 所管部課（子ども家庭部子ども子育て支援課）

補助金交付事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、実績報告等において、現状の添付資料のみでは、補助金対象経費の詳細について全体の把握が難しいことから、資料整備による明確化が図られるよう、検討されたい。また、社会福祉事業団運営費補助金については、内容説明は果たされているものの、申請時の添付資料として、昭島市社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例施行規則に基づく添付書類とは、一部異なるものが用いられている。こうした点については、現行の補助金交付手続きと乖離のないよう、精査のうえ対応されたい。

3 監査委員意見

昭島市社会福祉事業団は、昭島市により実施されてきた事業を担う法人として設立をされ、現在も市職員の派遣が行われるなど、互いに深い係わりをもって運営が行われている。補助金交付事務に関しては、互いに共通した認識を持って取組まれているものと考え、今後も、公平性、透明性が確保された、より一層明確な事務執行に努められたい。